

第60回全国博物館大会決議

第60回全国博物館大会は、財団法人日本博物館協会主催のもと、秋田県、秋田県教育委員会、秋田市、秋田市教育委員会及び秋田県博物館等連絡協議会の共催並びに文部科学省の後援を得て、平成24年10月25日・26日の2日間にわたり、秋田市において開催され、全国各地から約300名が参加して熱心な討議を行った。

今日、博物館は、国立、公立、私立の設置者の如何を問わず、その使命・存在理由を明確に社会に示すことが求められるとともに、急激な時代の流れや社会の変化、厳しい運営環境の中で、地域と連携して多岐にわたる活動の充実を図ることが求められている。一方、昨年3月11日に発生した東日本大震災によって、東北地方を中心とする多くの博物館施設が被った甚大な被害からの復興も、全国の博物館にとっての大きな課題である。

私たちは、本大会における議論を踏まえ、その成果を実効あるものとするため、第60回全国博物館大会の名において、下記のように決議する。

記

- 1 私たちは、東日本大震災によって、人的・物的な被害を受けた博物館施設に対し、その復旧・復興に向け、公立・私立を問わず、必要となる財政措置を引き続き関係機関等に働きかけるとともに、必要な協力・支援を、今後とも全力を挙げて継続的に行なうことを確認する。なお、今回の震災を教訓とし、各博物館においては、リスクマネジメントのあり方を再点検し、より一層の安全対策の推進に努める。
- 2 私たちは、日本博物館協会の平成13年の調査報告書『対話と連携の博物館』及びそれに基づく平成15年の調査報告書『博物館の望ましい姿』を行動指針とし、博物館のさらなる発展のため各博物館は、運営に関する評価を行い、改善を進めるとともに、地域及び地方公共団体への情報の提供及び理解に努め、地域に生きる魅力ある博物館を目指して総力を挙げて行動する。
また、平成24年7月に日本博物館協会が制定した「博物館関係者の行動規範」を参考に、各博物館においてその実情に即した博物館倫理規程を策定し、博物館の公益性及び信頼性を確保する。
- 3 博物館を今日の生涯学習社会、地域文化振興時代に相応しいものとするために、博物館登録制度を中心に博物館法の改正を引き続き要望する。なお、博物館登録制度に関しては、時代に適合した制度の在り方、組織及び実施等について、具体的に検討する。
- 4 平成21年10月の地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、博物館法第12条（登録要件の審査）の規定を、廃止又は条例に移すべきとの勧告がされたが、博物館法第12条の廃止又は条例に移すことは、登録基準に都道府県間に不均等を生ずる恐れが多大であり、博物館の質を維持する一定の水準を崩す可能性が極めて大きいなど改悪面が多いので、引き続きその実施に反対して行く。

5 博物館の運営及び活動は、博物館法の趣旨を踏まえ、継続性を持って安定的に行われ、それぞれの博物館の目的・使命が効果的に達成されるように十分配慮されなければならない。各公立博物館において、指定管理者制度を導入する場合には、この点を徹底することとする。

また、公立博物館の適切な運営及び活動を確保するため、地方独立行政法人制度については、地域の実情に即して、公立博物館にも適用されることができるように関係機関に働きかける。

6 長引く経済的停滞及び国・地方公共団体の財政の悪化により、特にそのしわ寄せが社会教育に及んでおり、博物館の弱体化が進んでいることを危機感を持って受け止め、公私立博物館に対する運営費・事業費等に対する助成制度の創設、地方交付税措置の創設・充実等の博物館の基盤的整備について、関係機関に働きかける。

特に、昭和40年代から平成にかけて多くの博物館が建設されたが、これらの施設の老朽化が始まってきており、平成20年度に実施した博物館総合調査によれば、これに対する改築と耐震化が博物館のこれからの大きな課題となっているので、国として公私立博物館に対する施設整備助成の復活等の支援策を早急に検討することを関係機関に働きかける。

以上

平成24年10月26日
第60回全国博物館大会